

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 2 日

香川県教育委員会教育長 淀谷 圭三郎

1 入札に付する事項

(1) 業務名

高等学校等就学支援金事業等に伴う付随業務に係る労働者派遣業務

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 業務の実施場所

仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和 8 年 3 月 23 日午後 3 時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（高等学校等就学支援金事業等に伴う付随業務に係る労働者派遣業務）」とすること。

提出先：kokokyoiku@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書等の交付等)

令和 8 年 3 月 2 日から令和 8 年 3 月 6 日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）

〒760-8582 香川県高松市天神前6-1

香川県教育委員会事務局 高校教育課

総務・修学支援グループ TEL 087-832-3748

FAX 087-806-0232

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、高等学校等就学支援金事業等に伴う付随業務に係る労働者派遣業務に係る入札説明書等交付申請書を提出すること。

また、上記記載の場所で交付を受けることが困難である場合は、以下の交付請求先メールアドレスあてに高等学校等就学支援金事業等に伴う付随業務に係る労働者派遣業務に係る入札説明書等交付申請書をメールで送付すること。また、メールで申請した旨、入札担当者まで電話連絡すること。

交付請求先メールアドレス：kokokyoiku@pref.kagawa.lg.jp

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月9日午後3時までに4に示した場所に対し質問書（様式第1号）で行うこと。（FAXによる送付も可とする。）

回答は、令和8年3月11日午後5時までに、質問者及び本公告にかかる入札説明書の公布を受けた者全員に対してFAXで送付する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出日時

令和8年3月18日 午前9時 ～ 令和8年3月23日 午後3時

(2) 開札の日時

令和8年3月24日 午前10時

(3) 開札の場所

香川県教育委員会事務局 高校教育課 総務・修学支援グループ

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月12日午後3時までに入札（契約）保証金減免申請書（様式第4号）を、4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年3月17日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされ

ている者であること。

- (3) (2) の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は香川県内に支店、営業所等の事業所を有し、かつ、その長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (6) 一般労働者派遣事業の許可を受けている者
- (7) 過去 5 年間に於いて、国の行政機関等又は地方公共団体の施設等で、当該業務と同様の種類及び規模を同じくする業務実績があり、誠実に業務を遂行している者

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9 の（6）及び（7）の要件を満たすことを証明する書類を令和 8 年 3 月 12 日午後 3 時までに、4 に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和 8 年 3 月 17 日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から 5 日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約

の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) この入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。